

○埼玉県行政手続条例

平成7年12月27日条例第65号

目 次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

□ 本則

□ 第一章 総則

□ 第一条（目的等）

2

第二条（定義）

□ 第三条（適用除外）

2

第四条（国の機関等に対する

□ 第二章 申請に対する処分

□ 第五条（審査基準）

改正 平成二年三月四日条例第八号  
平成一年二月二日条例第七号

印刷モード

終了